

What's New

経営サポートナビ

Management
Support
Navigation

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

2025.11
VOL.40

TOPICS

融資に強くなる講座

いわき信金事件が示す警鐘

——金融庁の監督強化と、中小企業が信用金庫との取引開拓に動くべき理由

事業承継入門講座

60 歳になったら始めるべき、逆算の事業承継準備

税制改正コラム

令和8年度税制改正要望と今後の流れ

助成金・補助金活用ガイド

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）



Management Innovation Consultation
経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ

100 億宣言企業となるメリットとは？

——補助金・税制優遇・知名度向上など幅広い公表メリットを解説

05

融資に強くなる講座

いわき信金事件が示す警鐘

——金融庁の監督強化と、中小企業が信用金庫との取引開拓に動くべき理由

07

事業承継入門講座

60 歳になったら始めるべき、逆算の事業承継準備

09

税制改正コラム

令和8年度税制改正要望と今後の流れ

11

助成金・補助金活用ガイド

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

借入金の利息の計算方法とは？

シミュレーションでの利息や返済金額の注意点を解説

借入を検討する際、金利によって利息がどれくらいかかるのか分かりにくいものです。
実際に借りる前にシミュレーションを行い、計算方法や返済方法を理解しておくことが大切です。

借入金の金利と利息とは

借入金の返済額は「元金+利息」で構成されます。

■ 金利：借入金額に上乗せされる金額の割合

例：金利3%なら1年あたり3%が利率

■ 利息：借入金額に上乗せされた金額

例：1万円を借りて1万1,000円返済なら利息は1,000円
(=金利10%)

※上限金利の範囲内で金融機関が自由に設定可能。借入金額が小さいほど金利は高く、大きくなるほど金利は低くなる傾向があります。



借入金の利息の計算方法

$$\text{利息} = \text{元金} \times \text{利率} \div 365 \text{日} \times \text{借入日数}$$

(うるう年は366日で計算)

金利が「年〇%」と表示されていても、実際の利息は日割り計算で算出されます。元金に利率を掛けると1年分の利息が求められ、それを365日で割って1日あたりの利息を計算し、借入日数を掛けることで最終的な利息額となります。

計算例

年2.5%で2,000万円を借入し、3年後に返済する場合

$$2,000 \text{万円} \times 0.025 \div 365 \times 1,095 \text{日} = 150 \text{万円}$$

年6.3%で300万円を借入し、5年後に返済する場合

$$300 \text{万円} \times 0.063 \div 365 \times 1,825 \text{日} = 94 \text{万} 5,000 \text{円}$$

借入金の返済方法

一括返済

借り入れた金額をまとめて一度に返済する方法。利息を抑えられるメリットがありますが、資金調達のために借入した場合は資金が一気になくなるため、資金繰りが悪化すると黒字倒産のリスクがあることも念頭に置いておきましょう。

分割返済

借入金を分割して返済する方法で、次の2種類があります。

元金均等返済

- 元金部分を一定額で返済していく方式
- 返済当初は返済額が多いが、徐々に少なくなる
- 利息が少なく、総返済額も少ないのが特徴

- ・ 元金返済額 = 借入金額 ÷ 返済回数
- ・ 利息返済額 = 残高 × 月利
- ・ 毎月返済額 = 元金返済額 + 利息返済額

元利均等返済

- 毎月の返済額を一定にする方式
- 当初の返済額は抑えられるが、利息負担が多く、総返済額は元金均等返済より多くなる

- ・ 毎月返済額 = (借入金額 × 月利 × (1 + 月利)^{返済回数}) ÷ ((1 + 月利)^{返済回数} - 1)
- ・ 利息返済額 = 残高 × 月利
- ・ 元金返済額 = 毎月返済額 - 利息返済額

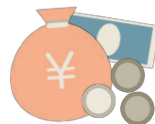
金利や利息の注意点

適用金利がいくらか

- 金利は「2~3%」のように幅を持って表記され、実際の適用金利は2.5%や2.8%など条件によって変わる
- シミュレーションする際は、高めの金利も想定しておく
- 利息制限法の上限を超える違法業者もあるため、利用は避ける

返済計画は考えているか

- 借入期間が長いと、毎月の返済額は少なくなるが総返済額は増える
- キャッシュフローが不安定なら長期返済、安定しているなら繰り上げ返済が有効
- 借り換えは有利な条件に変更できることもあるが、取引関係への影響に注意



利息計算にシミュレーションツールを活用する

インターネット上には、借入金額・金利・期間を入力するだけで、毎月の返済額や利息、残高を自動計算できるシミュレーションツールがあります。計算の手間が省け、返済計画を立てる際に便利に活用できます。ただし、シミュレーション結果には手数料や諸費用は含まれないため、実際の総支払額とは異なる場合があります。正確な返済額を知りたい場合は、必ず金融機関に直接確認しましょう。

手元のキャッシュを補充するために借入は重要ですが、資金繰りを改善するには、自社の財務状況を細かく分析し、今後の経営に対する判断をすることが重要です。

100億宣言企業となるメリットとは？ 補助金・税制優遇・知名度向上など 幅広い公表メリットを解説



作成者：株式会社エフアンドエム
(<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

「100億宣言」とは、中小企業が売上高100億円という目標を設定し、実現に向けた取り組み内容を公表するものです。

本宣言をすることで、中小企業成長加速化補助金の対象となる、中小企業経営強化税制(E類型)の対象となり税制優遇を受けることができるなどのメリットがあります。本記事では、100億宣言の記載内容と公表のメリットについて解説します。

■100億宣言とは？売上高100億円を目指す 中小企業支援策のひとつ

「100億宣言」とは、中小企業が成長するために、自ら「売上高100億円」という目標を設定し、実現に向けて取り組むことを宣言するものです。地域経済への波及効果が大きい中堅企業を育成する支援策として始まりました。100億宣言の記載例は次のとおりです。

『売上高100億円』は中堅企業への成長指標 | 利益率・投資・資金調達が変わる

売上高100億円は、中小企業が中堅企業へ成長する、わかりやすい指標のひとつとされています。中小企業庁の調査結果によると、売上高100億円へ成長した企業を成長前の状態と比較した結果、成長過程で3つの変化がみられるとしています。

- 経常利益率の向上
- 有形固定資産や研究開発費の増加
- 借入金割合の低下と利益剰余金などの割合の上昇など資金調達の幅が広がる

100億宣言の内容は5つ |

概要・目標と課題・措置・体制・経営者のメッセージ

100億宣言に記載する内容は次の5つです。

- 企業概要(足下の売上高、従業員数など)
- 売上高100億円実現の目標と課題
(売上高成長目標、期間、プロセスなど)
- 売上高100億円実現に向けた具体的措置
(生産体制強化、海外展開、M&Aなど)
- 実施体制
- 経営者のコミットメント(経営者自らのメッセージ)



100億宣言の申請要件 |

企業単体またはグループ売上高100億円未満

100億宣言を申請できる中小企業の要件は次のとおりです。

- ・ 中小企業基本法や租税特別措置法などに定める中小企業者
- ・ 決算書上の売上高が10億円以上100億円未満
(グループで申請する場合はグループ全体の売上高。
ただし会社法の子会社と当該子会社の子会社(孫会社まで)の
すべてを宣言に含める)

100億宣言の申請書類 | 宣言・申請書・決算書

100億宣言の申請時に必要な書類は次のとおりです。

1. 100億宣言(様式1)
2. 100億宣言申請書(様式2)
3. 決算書(前々期決算期分)(フォーマットは任意)
4. 決算書(前期決算期分)(フォーマットは任意)
5. 決算書(最新決算期分)(フォーマットは任意)

複数の企業で構成する企業グループとして申請する場合は、100億宣言と申請書は親会社が代表して1枚とし、各企業の決算書類をあわせて提出します。なお提出に際して、ファイル名のルールがあることに注意しましょう。

1. 100億宣言: 1_〇〇×_100億宣言(様式1).pdf
2. 100億宣言申請書: 2_〇〇×_100億宣言申請書(様式2).xlsx
3. 決算書(前々期決算期分): 3-1_〇〇×_決算書(前々期決算分).pdf
4. 決算書(前期決算期分): 3-2_〇〇×_決算書(前期決算分).pdf
5. 決算書(最新決算期分): 3-3_〇〇×_決算書(最新決算分).pdf

100億宣言の提出方法 | jGrantsから申請

100億宣言の申請は、補助金申請システム「jGrants」から申請します。

申請時にGビズIDが必要となるため、取得していない場合は早めに取得しておきましょう。

■100億宣言を公開する6つのメリット

100億宣言をおこなう主なメリットとして、次の6つがあげられます。

- 中小企業成長加速化補助金の申請が可能
- 中小企業経営強化税制(E類型)の申請が可能
- 成長企業伴走支援を受けられる
- 経営者ネットワークへ参加できる
- ロゴマークを使用できる
- 企業の知名度・イメージが向上する



中小企業成長加速化補助金の申請が可能

100億宣言を公開することで、「中小企業成長加速化補助金」の申請資格を得られます。この補助金は、売上拡大や新規市場開拓、設備投資やDX推進など、企業の成長を加速させる取り組みを支援するものです。

単なる資金援助にとどまらず、経営改善計画や成長戦略の策定も後押ししてくれるため、持続的な競争力の強化につながります。挑戦を実行に移すための実効性あるサポートが受けられるのが大きなメリットです。

中小企業経営強化税制(E類型)の申請が可能

100億宣言をおこなった企業は、「中小企業経営強化税制」(E類型)の対象となり、即時償却または取得価額の税額控除などの税制優遇を受けることができます。(個人事業主は対象外)

中小企業経営強化税制は、E類型においてのみ、建物が特別償却または税額控除の対象となります。

本税制優遇については後に解説します。

成長企業伴走支援を受けられる

成長企業伴走支援とは、売上高100億円超の企業へと成長を目指す企業(100億宣言した企業を含める)を対象とするサポート策のことです。中小企業基盤整備機構の「伴走支援チーム」が、成長戦略や経営課題の解決のための支援策の紹介や提案をおこないます。

また上記以外に、関東経済産業局が試行的におこなう「売上高100億円を本気で目指すゼミナール」(通称100ゼミ)による専門家の伴走支援などを受けることができます。

経営者ネットワークへ参加できる

100億宣言を行った企業の経営者は、同じ志を持つ経営者が集うネットワークに参加できます。ここでは、成長に向けた実践的な知見や課題解決のヒントを共有できるほか、共同での取り組みやビジネスマッチングの機会も期待できます。

単独では得られない最新の政策情報や成功事例を学べるため、自社の経営判断や事業推進に役立ちます。志を同じくする経営者とのつながりが、成長の大きな推進力になるでしょう。

ロゴマークを使用できる

100億宣言をおこなった企業であることを示す「100億宣言ロゴマーク」を利用できます。名刺などに記載することで、自社の取り組みとしてアピールできるでしょう。

企業の知名度・イメージが向上する

100億宣言をおこなうことで、企業の知名度向上やイメージアップが期待できます。

100億宣言をおこなった企業は、その宣言が100億企業成長ポータルに掲載され、自社の成長志向であることや取り組み内容などが公開されるためです。

■100億宣言企業が対象となる『中小企業成長加速化補助金』とは？

100億宣言をおこなった企業は、中小企業成長加速化補助金の申請が可能となります。本補助金の制度概要は次のとおりです。

中小企業成長加速化補助金の補助対象経費・補助率・補助上限額

中小企業成長加速化補助金は建物や機械装置などが補助対象経費となります。補助率は1/2、補助上限額は5億円です。

中小企業成長加速化補助金の採択率・採択倍率

中小企業成長加速化補助金は第1回公募が終了し、1,270件の申請がありました。採択結果の公表は2025年9月中旬以降とされており、現時点では採択率は不明です。

事前の予測では、本補助金の1公募回あたりの採択件数は200件（公募3回の合計で600件）といわれており、この場合の予想採択率は15.7%（200件/1,270件）となります。

■100億宣言企業が対象となる『経営強化税制（E類型）』とは？

100億宣言をおこなった企業は、「中小企業経営強化税制」（E類型）の対象となります。

中小企業経営強化税制とは、機械装置や建物附属設備について即時償却または取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超の企業は7%）を受けられる制度です。投資内容などによって、次の4類型に分かれます。

- A類型（生産性向上設備）
- B類型（収益力強化設備）
- D類型（経営支援集約化設備）
- E類型（経営規模拡大設備など）



経営強化税制（E類型）のメリット | 建物も特別償却または税額控除可能

中小企業経営強化税制（E類型）の特徴は、E類型においてのみ、建物が特別償却などの対象となることです。

E類型においては、建物および建物附属設備について、特別償却15%または取得価額の1%の税額控除（5%以上の賃上げをおこなう場合、特別償却25%または取得価額の2%の税額控除）が可能となります。

経営強化税制（E類型）の申請手続き | 経営力向上計画の申請が必要

中小企業経営強化税制（E類型）の主な要件と手続きは次のとおりです。

中小企業経営強化税制（E類型）の主な要件

- ・ 売上高100億円超および年平均10%以上の売上高成長率
- ・ 給与等支給額の増加
- ・ 100億宣言をおこなっていること
- ・ 経営力向上計画の認定
- ・ 1億円以上または売上高の5%以上の設備投資
- ・ 年平均投資利益率が7%以上

中小企業経営強化税制（E類型）の主な手続きの流れ

- ・ 投資計画について税理士などから事前確認書の発行
- ・ 経済産業局から確認書の発行
- ・ 経営力向上計画の認定
- ・ 設備投資の実施
- ・ 経済産業局へ給与等増加割合に関する報告
- ・ 確定申告



■100億宣言に関するよくある質問（FAQ）

100億宣言企業についてのよくある質問とその回答は次のとおりです。

Q1: 100億宣言とは何か？メリットは何か？

A. 100億宣言とは、売上高100億円を目指す中小企業が自ら計画を立案し、公開することです。メリットは、中小企業成長加速化補助金や中小企業経営強化税制の対象となる、自社の知名度が向上するなどです。

Q2: 100億宣言の申請に審査はある？

A. はい、審査があります。ただし審査内容は補助金と異なり、申請企業が中小企業であるかなど申請要件の確認が中心です。

Q3: 100億宣言企業は公開される？宣言企業の一覧はある？

A. はい、100億宣言をおこなった企業名や取り組み内容など「ひな形」の各項目が公開されます。公開されている企業の一覧は100億企業成長ポータルに掲載されています。

Q4: 100億宣言は関連会社を含めたグループで申請できる？

A. はい、複数の企業のグループで申請できます。ただし複数の子会社や孫会社のうち一部を範囲とする宣言はできません。

また売上高はグループ全体で判断し、宣言は親会社がグループ全体を代表しておこないます。

Q5: 100億宣言はいつまでに提出？

A. 100億宣言の公開申請のみであれば随時提出できます。中小企業成長加速化補助金の申請をおこなう場合は申請までに公表されていることが必要です。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する
<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る
<https://www.fmclub.jp/>



いわき信金事件が示す警鐘

——金融庁の監督強化と、中小企業が信用金庫との取引開拓に動くべき理由

2025年春、福島県いわき市に本店を置く「いわき信用組合」で、前代未聞の不祥事が明らかになりました。

同組合が長年にわたり、実態のない企業を介した迂回融資や、顧客名義を無断で使用した借名融資を繰り返していたことが、第三者委員会の報告で判明したのです。

調査報告書によると、不正融資の総額は247億7,000万円、件数は1,293件に上りました。

内容は主に二つあり、ひとつは「実態のない企業を経由させた迂回融資」(54件・約18億円)、もうひとつは「無断で顧客名義を使った借名融資」(1,239件・約229億円)です。

とくに借名融資は、職員やその親族、さらには一般顧客名義の口座を勝手に開設し、融資金を別の企業へ流すという悪質な手法でした。これらの行為は、2004年ごろから2024年まで、実に17年以上にわたり続けられていたといわれています。

さらに旧経営陣の中には、過去の職員による横領で失われた資金を、不正融資によって“補填”する行為まで行っていた者もいたとされます。

つまり、内部不正を隠すために新たな不正を重ねる、いわば“組織ぐるみの隠蔽構造”が存在していたのです。

調査では、証拠隠滅とみられるノートPC破壊などの行為も確認され、理事会や監事会のチェック機能は完全に形骸化していました。



この結果、東北財務局は業務改善命令を出し、理事長をはじめ7名の役員が引責辞任しました。

金融庁は再発防止策の徹底とガバナンス体制の抜本の見直しを求めており、地域金融機関全体に「同様のリスクが潜んでいないか」を点検する動きが広がっています。

金融庁が動き出した—— 監督強化の新局面へ

いわき信金の事件は、金融庁にとって重大な転機となりました。

金融庁はこの事案を“氷山の一角”と見ており、信用金庫・信用組合など協同組織金融機関に対する監督体制を強化する方針を明確にしています。

現在、改訂作業が進む「中小・地域金融機関向けの総合的監督指針」では、

- ・理事会・監事会の構成や独立性の確保
- ・内部監査部門・通報制度の実効性評価
- ・不正発覚時の報告義務・再発防止計画の提出

などが厳格に求められる方向です。

また、財務局による立入検査やヒアリングの頻度も増加し、監督指針上の「重点監査対象」に信金・信組が多く含まれる見通しです。

金融庁が強調するのは、「地域金融機関の信頼性が損なわれれば、地域経済が立ち行かなくなる」という点です。

そのため、監督強化は処罰目的ではなく、“信頼の再構築”を狙ったものと位置づけられています。

しかしながら、こうした方針には副作用もあります。

小規模な信用金庫ほど人員や体制に余裕がなく、コンプライアンス対応に人手を取られる結果、融資や支援活動が慎重化する懸念があります。

つまり、「不正防止」が行き過ぎると、「融資抑制」や「スピード低下」といった形で地域企業にしわ寄せが来る可能性があるのです。

信金・信組は中小企業にとって“最後の資金の砦”です。

中小企業にとって、信用金庫や信用組合は単なる資金の出し手ではありません。地域をよく知った職員が経営者と直接向き合い、売上動向や人間関係まで理解したうえで融資を判断するように努める“地域社会のための金融の伴走者”です。

メガバンクや地銀が効率化・リスク管理を優先し、画一的な審査を進める中で、信金・信組は地域の現場に根ざしたリレーションシップバンキングを体現しようとしてきました。これは金融庁が求める「事業性評価」「伴走支援」とも一致し、地域金融機関の使命そのものといえるのです。

地銀が慎重姿勢を強めるなか、信金・信組は「事業性評価融資」や「伴走支援」を通じて中小企業の経営再建や設備投資を支えてきました。言い換えればそうしないと顧客から選択されないという事業環境もその要因です。

補助金や事業再構築などの申請においても、最初の相談相手が信金というケースは少なくありません。

しかし、監督強化が進めば、書類審査や報告義務が増え、現場職員の裁量が狭まります。

その結果、「経営内容を数字で示せない企業」や「計画書の整備が不十分な企業」ほど、資金調達が難しくなるリスクがあります。

信金が“守り”に回ること、地域の中小零細企業が“攻めの経営”をしにくくなる可能性もあるのです。

合併・再編の波—— 取引開拓は“待たずに動く”

さらに今、全国で信用金庫・信用組合・地銀の合併や提携が加速しています。

システム統合や持株会社化が進み、支店の再配置や審査体制の一本化が避けられない状況です。

合併後は、これまでの柔軟な対応が難しくなったり、担当者の異動で関係性が途切れたりすることが少なくありません。

これまで顔なじみの支店長がいた企業でも、「統合後は本部審査待ちで時間がかかる」という声が各地で聞かれています。

このような変化の中で中小企業が取るべき行動は明確です。新たに地域にある信用金庫を早めに開拓し、複数行との関係を持つことです。

できれば年1～2回は面談を行い、決算書や経営計画書を共有し、事業方針を説明しておくことが望ましいです。補助金や投資計画の情報交換も効果的で、信頼関係を築いておくことで「いざというときに動いてくれる金融機関」を増やせます。



結論——“地域金融との信頼資本”を 積み上げるときです

いわき信金の事件は、一つの組織の不祥事にとどまりません。

それは、「地域金融機関の信頼」と「中小企業の資金調達のあり方」を同時に問い直す出来事でした。

金融庁の監督強化は不可避です。だからこそ、中小企業自身も“見える経営”を意識し、信金・信組と情報を共有する姿勢が求められます。

信用金庫との取引開拓および拡充のための有効な取り組みとしては

- 決算書ともに経営計画書を提出し、取引開拓を指向する信金へ共有する
- 担当者と定期的に面談し、資金繰りや将来の展望を説明する
- 補助金や優遇税制の活用意向を積極的に伝える

などが考えられます。

こうした日常的な対話の中で関係強化の意向を伝えることが、「貸してもらえる企業」と「敬遠される企業」を分けるのです。

金融行政の波が荒れる時期こそ、地域金融との信頼関係——いわば“信頼資本”が最大の防波堤になります。



経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺弘泰氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。

事業承継入門講座

60歳になったら始めるべき、逆算の事業承継準備

2025年に入り、中小企業経営者の高齢化が急速に進んでいます。

中小企業庁の調査によると、経営者の約半数が60歳を超え、70歳以上の経営者も全体の3割近くに達しています。かねてから叫ばれてきたいわゆる「中小企業の事業承継にかかる2025年問題」とは、この経営者世代の大量引退が一気に進むことで、後継者不在や黒字廃業が急増するリスクを指します。

多くの経営者は「まだ元気だから大丈夫」「70歳くらいで考えればいい」と考えがちです。

しかし実際には、事業承継には法的手続き、税務対策、利害関係者との調整など、着実な承継を行うには、少なくとも5年は必要とされています。つまり、「60歳になってから考える」では遅く、「60歳になったら動き始める」が現実的なタイミングなのです。

経営者の高齢化がもたらす“見えないリスク”

経営者が高齢化して最も大きなリスクは、「判断能力の低下」です。

これは病気や認知症といった医学的な問題だけでなく、日々の経営判断のスピードや決断力の低下も含まれます。

たとえば、株式の譲渡契約や遺言書の作成は、本人の判断能力が法的に認められていなければ効力を持ちません。

もし判断力の低下が進んでから対策を取ろうとしても、手続き自体が無効になる可能性があります。

そうなると、会社の株式や経営権が宙に浮き、家族間で争いが生じたり、銀行が融資を止めざるをえなくなったりと、会社経営に重大な影響を及ぼします。



実際、後継者が決まっていたにもかかわらず、社長の体調悪化で承継手続きが中断し、結果的に廃業に至るケースも少なくありません。

厚生労働省の調査（「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」および国立長寿医療研究センター推計）によると、65歳以上のうち約7人に1人（約15%）がすでに認知症を発症しています。年齢別に見ると、

65～69歳：約2～3%

70～74歳：約5～6%

75～79歳：約10%前後

80歳以上では20～30%超

というように、年齢とともに急増します。

つまり、65歳時点でも約30～40人に1人が認知症を発症しており、75歳までの10年間でそのリスクは4～5倍に跳ね上がります。

したがって“「まだ大丈夫」と思う60代前半こそ、動くべきタイミングなのです。

なぜ“今”が転換点なのか

経営者の年齢構成を見ても、この問題は待ったなしの状況です。

中小企業庁の統計では、経営者の60歳以上が全体の約半数、70歳以上も年々増加しています。

さらに後継者不在率は6割を超え、多くの企業が「誰に継がせるか」を決められないまま時間だけが過ぎていきます。

事業承継の準備には、

- 1) 後継者の選定と教育
- 2) 株式・資産の整理
- 3) 相続・贈与・税務対策
- 4) 金融機関・取引先との調整

といった複数のステップがあり、これらを完了させるには最低でも5年、場合によっては10年かかります。

したがって、例えば「60歳で始めて、65歳で引き継ぐ」というくらいのスパンを見ることが理想です。

この“5年の準備期間”こそが、円滑な承継と会社存続の分かれ道になります。

早めに着手すべき理由①

法務・税務の手続きには期限がある

事業承継をめぐる税制優遇は、制度を理解していないと活用できません。

たとえば「事業承継税制(特例措置)」は、2026年3月末までに計画を提出する必要がある、認定支援機関との連携が必須です。

事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 10年間限定(2027年末まで)の期限的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となっている。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定(2028年末まで)で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。
- 法人版(特例措置)・個人版を活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画の申請が必要。

法人版事業承継税制

一般措置	特例措置 (特例措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで
適用期限	なし
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要

個人版事業承継税制

一般措置	特例措置 (特例措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例:工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

※中小企業庁「第3回中小企業の親族内承継に関する検討会配布資料」引用

また、「相続時精算課税制度」も2024年に改正され、110万円の非課税枠が新設されるなど、有利な選択肢が広がっています。

こうした制度は、準備を早く始めた企業ほど有利に活用できます。

逆に、70代に入ってから検討を始めると、手続きが複雑になり、税務署や金融機関との調整に時間を取られてしまいます。

法務・税務・財務を同時並行で整理するためにも、60歳前後で専門家チームを組むことが望ましいのです。

早めに着手すべき理由②:

後継者育成には「時間」が必要

経営を引き継ぐというのは、単に社長のイスを譲ることはありません。後継者が「経営者としての判断軸」を持つためには、時間をかけた経験と実践が不可欠です。

最低でも3~5年の間、現経営者のもつて実務を学び、取引先との関係を築くことが必要です。

また、後継者だけでなく、従業員・顧客・金融機関が新体制に信頼を持つまでにも時間がかかります。経営をバトンタッチする過程では、現経営者の「任せる覚悟」も求められます。

自分の判断で動いてきた会社を次世代に託すには、心の準備も含めて時間が必要なのです。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。

早めに着手すべき理由③:

退職金・資金準備には長期的な計画が必要

もう一つ見落とされがちなのが、退職金や株式譲渡対価の資金準備です。

多くの中小企業では、経営者の退職金が多額になりがちで、その支払いで資金繰りが悪化するケースがあります。

これを避けるためには、早い段階で生命保険・企業年金・持株会社の設立など、複数の資金ルートを設定する必要があります。

また、後継者が自社株を取得する際にも、銀行融資やM&A型承継などの検討が必要です。

こうした資金面の整理も、準備期間5年を前提に動かなければ現実的に間に合いません。



結論:60歳になったら“始める”のではなく、“動き出す”

事業承継は「引退準備」ではなく、「会社の未来をデザインする経営戦略」です。

早く取り組むほど選択肢が広がり、税務面でも、経営体制面でも、リスクを抑えたスムーズな承継が可能になります。

親族内承継に限らず、社内昇格型や第三者承継(M&A)も視野に入れる時代です。

どの方法を選ぶにしても、まずは現状の整理と将来像の共有が第一歩です。

「まだ早い」と思う今こそ、最も大切な準備期間が確保できるタイミングなのです。

60歳を迎えたその日から、「事業を次世代につなぐ5年間」を意識して行動を始めてください。

それが、会社の未来を守る最大の経営判断となるのです。





税制改正コラム

令和8年度 税制改正要望と今後の流れ



今年も8月末に「令和8年度税制改正要望」が各省庁から出されました。今回は要望項目の中から特に企業経営者に関係のあるものをご紹介します。

9

税制改正コラム

令和8年度税制改正要望と今後の流れ

1. 中小企業向け研究開発税制の拡充・延長【法人税】

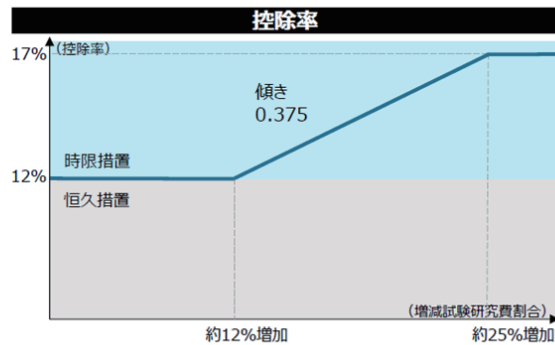
今回の税制改正要望で注目したいのは「研究開発税制」です。中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、赤字企業でも翌年以降、黒字化したときに減税できる「税額控除の繰越制度」の導入や、「控除率の上乗せ措置」の3年延長などが要望されました。

【図表】中小企業向け研究開発税制

現行制度

【時限措置の適用期限：令和7年度末まで】

控除上限	
売上高試験研究費割合が10%超の場合の控除上限上乗せ（時限措置）	or 増減試験研究費割合が12%超の場合の控除上限の上乗せ（時限措置）
法人税額の25%（恒久措置）	



要望内容

- ・ 控除率の見直し
- ・ 手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑等の周知）
- ・ OI型における中小企業向けの控除率について、上乗せ措置を設定
- ・ 税額控除の繰越制度の導入
- ・ 試験研究費の範囲の明確化
- ・ 時限措置の適用期限を3年間延長（令和10年度末まで）

出典：経済産業省「令和8年度税制改正に関する経済産業省要望」

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2026/zeisei_r/25082902.pdf

2. 中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置の創設【固定資産税】

上記1と合わせて、赤字企業も含めた中小企業における研究開発投資を一層後押しし、収益力の向上を図る観点から、固定資産税について「中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置」の創設が要望されました。

適用期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
特例措置	研究開発に係る機械装置等の設備投資を行った中小企業について、次の期間、固定資産税を全額免除 ① 試作品開発の用に直接供される資産を取得した場合：5年間 ② 量産技術開発または新製品開発の用に直接供される資産を取得した場合：3年間

3. 中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長【法人税】

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の特例措置について、償却資産の管理などの事務負担の軽減、事務処理能力や事務効率の向上を図るため、適用期限の2年延長が要望されました。

経済産業省は昨今の物価高に伴い、長年据え置かれてきた「30万円未満」という基準額を昨年の「所得税の基礎控除額の引上げ」のように一定額引き上げることも要望しています。



4. 食事支給に係る非課税限度額の引上げ【所得税】

企業が従業員に提供する食事に対する所得税を非課税とする制度は、1984年以来、40年以上も見直しが行われていません。そのため、足元の物価上昇等を踏まえた非課税限度額（現行：月3,500円）の引上げが要望されました。

【図表】食事支給に係る非課税限度額

現行制度

【適用期限：なし】

企業が従業員に提供する食事のうち、

- 1 従業員が食事価額の50%以上を負担
且つ
- 2 企業負担額が月額3,500円以下
→ 1984年以来見直しの行われていない
3,500円の非課税限度額を見直す必要性

企業負担分を
従業員の所得税計算上非課税

現行制度の例



要望内容

- 足元の物価上昇の状況等を踏まえ、本制度の非課税限度額の引き上げを行う。

出典：経済産業省「令和8年度税制改正に関する経済産業省要望」

5. 事業承継税制の承継計画の提出期限の延長【資産税】

「事業承継税制の特例措置」の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、「承継計画の確認申請（提出）の期限（現行：令和8年3月31日まで）」の延長が要望されました。

6. 今後の税制改正の流れ

いよいよ11月から12月中旬にかけて税制改正の議論が本格化します。

例年どおりなら、12月中旬に与党から「令和8年度税制改正大綱」が公表され、来年度の税制改正の詳細が明らかになります。ただ、昨年も年内に大綱は公表したものの、年明けまで「103万の壁」の議論が続けられました。今年も改正内容やスケジュールが変わることも予想されます。今後の最新情報にご注目ください。



助 成 金 活 用 ガ イ ド

人材開発支援助成金 (人材育成支援コース)

労働者の職業生活設計の全期間を通じて、段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するために、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させる職業訓練等を計画に沿って実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成する制度です。

■ 助成額

支給対象額は、段階がありますのでこちらにて表記をいたします。

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT 実施助成額 (1人1コース当たり)	
			賃金要件等を満たす場合		賃金要件等を満たす場合		賃金要件等を満たす場合	
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800 円 (400 円)	1,000 円 (500 円)	45%(30%) 70%	60%(45%) 85%	—	—
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800 円 (400 円)	1,000 円 (500 円)	45%(30%)	60%(45%)	—	—
		OJT	—	—	—	—	20 万円 (11 万円)	25 万円 (14 万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	800 円 (400 円)	1,000 円 (500 円)	75%	100%	—	—
		OJT	—	—	—	—	10 万円 (9 万円)	13 万円 (12 万円)

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の活用例

- ・会社のブランディング講座
- ・会社の生産性を上げる人材育成研修
- ・大型自動車免許取得研修

【申請について】

■ 人材開発支援助成金の流れ

① 人材開発支援助成金の計画書の作成

計画書を作成して、管轄のハローワークもしくは労働局の助成金センターに提出します。研修開始日の前日までに提出が必要です。

② 各メニューの訓練を実施

助成額に示した図に基づいた訓練を受講します。
おすすめは、幅広い訓練に活用できる「人材育成訓練」です。
また、キャリアコンサルタントがいる場合は、「有期実習型訓練」を活用してキャリアアップ助成金（正社員化コース）とリンクさせることが出来ます。



＜対象となる訓練＞

- ① 職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練「職務関連訓練」であること
 - ② OFF-JT であること
 - ③ 訓練の実施方法が、「通学制」、「同時双方向型の通信訓練」、「e ラーニング」又は「通信制」のいずれかであり、次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 1コースあたりの実訓練時間数が職業訓練実施計画届の届け出時及び支給申請時において 10 時間以上であること。
 - ② <e ラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等の場合>
1コースあたりの標準学習時間が 10 時間以上であること又は 1コースあたりの標準学習期間が 1か月以上であること。
- ※ 一般教育訓練等の指定講座の訓練の場合は、この要件を要しません。

＜労働者の要件＞

- ① 助成金を受けようとする事業主の事業所又は事業主団体等が実施する訓練等を被保険者に受講させる事業主の事業所において、次の①又は②に該当する労働者であること。
 - ① 訓練実施期間中に、被保険者であること。
 - ② 従来から雇用されている有期契約労働者等又は新たに雇い入れられた有期契約労働者等であり、訓練の終了日又は支給申請日に被保険者であること。
- ② 職業訓練実施計画届時に提出した「対象労働者一覧」（様式第 3-1 号）に記載のある労働者であること。
- ③ 次の①又は②に該当する労働者であること。
 - ① <通学制及び同時双方向型の通信訓練の場合> 訓練等の受講時間数が、実訓練時間数の 8 割以上の者であること。
※ 特定の訓練機関が実施する訓練を修了又は当該訓練機関を卒業した場合については、この要件を満たしたものとみなします。
※ 事業主団体等が実施する訓練等の場合は、この要件を満たすことを要しません。
 - ② <e ラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等の場合> 訓練実施期間中に訓練等を修了した者であること。
- ④ <育児休業中訓練の場合> 育児休業期間中に訓練の受講を開始するものであること。

※今回は人材育成支援コースに絞ってお伝えします。

■ 支給申請

原則として研修終了日の翌日から 2 ヶ月以内に申請です。例外的に e ラーニング受講については、最後に研修終了した労働者の終了日起算です。

※その他申請方法が分かれていますので、労働局でご確認ください。

※添付書類の詳細は、管轄の労働局へお尋ねください。



ワンポイントアドバイス

人材開発支援助成金は、従業員の能力開発を目的とした助成金です。この制度は、従業員に長く働いてほしい、会社に愛着を持ってもらいたいと考える代表者の方に向けています。ただし、助成金を活用する際には、雇用保険に加入している従業員全員が対象となる場合もありますが、研修費用は会社負担となるため、研修を受ける従業員の選定が必要になる場合もあります。

また、研修の効果を最大化するためには、代表者の伝え方が重要です。例えば、会社側から理由を告げずに「研修を受けてください」と指示する場合と、「この研修を受けることで会社の発展に貢献してほしい。ぜひ受けてください」と目的や期待を伝える場合では、従業員の受講態度に大きな違いが生まれるでしょう。後者のように、研修の意義をしっかりと伝えることで、従業員のモチベーションを高め、より良い結果を得られる可能性が高まります。

■ 最後に

人材開発支援助成金を活用する際に考えていただきたいこと

人材開発支援助成金の活用を検討する際に、まず考えていただきたいのは「代表者が研修に対してどのような考えを持つか」です。研修に対する会社側の姿勢は、従業員の受講態度にも大きく影響します。

ワンポイントアドバイスでもお伝えしましたが、会社が従業員に対して何の説明もなく「研修を受けてください」とだけ伝える場合と、「この研修を通じて成長し、会社の発展に貢献してほしい」という意図をしっかりと伝える場合、どちらが良い結果につながるでしょうか。

表現が難しいところではありますが、私は後者の方が望ましいと考えます。

また、最近は e ラーニングによる研修も増えています。

もちろん e ラーニングを否定するものではありませんが、受講者の学習進捗や理解度が把握しづらく、成果を判断しにくい面があります。一方で、私が人材開発支援助成金の申請をお手伝いする中では、対面または Zoom による研修が多く見られます。

対面や Zoom の研修では、相手の表情や反応を見ながら理解度を確認できる点が大きな利点です。

確かに、e ラーニングに比べると時間がかかり、業務への影響を懸念される場合もあるでしょう。

しかし、「業務時間を取られる」と考えるか、「しっかり研修に向き合う時間を確保できる」と考えるかは、会社の姿勢次第です。

労働人口が減少する中で、今働いている従業員をどのように育成・活用していくかは、事業主の重要な選択です。この機会に、研修を活用した助成金の活用を検討してみたいかがでしょうか。



監修：
勝野社会保険労務士事務所
所長 勝野 高儀 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2025 年 6 月現在、全国で 27,000 件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金は多数あります。経営革新等支援機関は、中小企業や小規模事業者が補助金を活用し、経営の発展を図るための専門的な支援を行います。補助金の申請には、事業計画の策定や財務の健全性の証明が求められることが多く、経営革新等支援機関がそのプロセスをサポートします。

\\設備投資\\ を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた
計画策定に補助金がでます



財務と事業承継で 中小企業の 持続的成長をサポート

資金繰り

決算分析

中期計画



- ☑ 金融機関目線での**財務格付け**の判定
- ☑ **金融機関**が求める事業計画書を作成
- ☑ **返済金額の最適化**に向けたシミュレーションに対応



承継
ロードマップ

簡易納税
シミュレーション

リスク分析

- ☑ 事業承継の不安を、**アンケート**で見える化
- ☑ **事前のシミュレーション**で不安を安心に
- ☑ 「誰に・何を・いつまでに」を整理し、**想いをつなぐ“事業承継”**へ



F+prus (エフプラス)・J+prus (ジェイプラス) は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画・事業承継計画など財務・事業承継に関するスムーズな支援が可能です。